

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号				
不利益処分の種類	製造施設又は製造方法の技術基準適合命令	根拠条項	第9条第3項				
処分基準	<p>法第7条（許可の基準）第1号又は第2号に適合していないとき。</p> <p>施行規則第4条（製造施設の基準）又は第5条（製造方法の基準）に適合していないとき。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO